

一般質問通告書

NO 1

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により
通告します。

平成27年5月28日
東村山市議会議長 様

議席番号 17番
質問者 石橋 博

記

番号	質問の項目と要旨
1 (要旨)	<p>特別支援教育の更なる推進を！</p> <p>平成19年3月、東村山市特別支援教育推進計画が策定された。同年4月には、特別支援教育が学校教育法に位置づけられた。今年度は、特別支援教育が本格的に開始されてから8年目となり、本市では、平成25年度から28年度までを期間として、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育環境の整備や、学校・教員の専門性の向上等、これまでの特別支援教育推進の状況を踏まえ、「東村山市特別支援教育推進計画」第三次実施計画が実行にうつされている。</p> <p>そこで、質問いたします。</p> <p>(1) 各学校において、特別な支援を必要とする子どもをどのように把握しているのでしょうか。</p> <p>(2) 把握した特別な支援を必要とする子どもに対し、各学校では「個別の教育支援計画」をどのように策定、活用しているのでしょうか。</p> <p>(3) 特別な支援を必要とする子どもに対し、一人一人に応じた教育を進めるため、「個別指導計画」を作成していると思いますが、現状を伺います。</p> <p>(4) 「個別指導計画」に基づく指導を行う場の確保と人的配置について、教育委員会のお考えを伺います。</p> <p>(5) 特別な支援を必要とする子どもの指導にあたって、専門性が必要だと考えますが、教員研修はどのように行っているのでしょうか。</p> <p>(6) 東京都の特別支援教室構想に基づく、本市における、特別支援教室構想の見通しについて、伺います。</p>

<p>2 (要旨)</p>	<p>ゴミの不法投棄を許さない取組を！</p> <p>昨年10月からゴミ・資源物の収集方法が戸別収集となり、「町がきれいになった。」と多くの市民の声を聞く。しかし、空き地等に「家電製品」や陶磁器・ガラス製品・ポリタンクなど「燃やせないゴミ」の不法投棄も目にする。</p> <p>そこで、質問いたします。</p> <p>(1) 戸別収集による成果について、伺います。</p> <p>(2) 個人で「家電製品」を処理する場合、買い換える販売店に引取りを依頼したり、収集運搬業者に回収を依頼したりしますが、空き地等に「家電製品」が放置されている場合、どのように対処すればいいのでしょうか、伺います。</p> <p>(3) これまで、陶磁器・ガラス製品・ポリタンクなど「燃やせないゴミ」等の空き地等への不法投棄にどのように対応されてきたのでしょうか、伺います。</p> <p>(4) 今後、不法投棄を許さない取り組みをどのように考えているのか、伺います。</p>
-------------------	---